



日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝君外6名提出、衆法第34号）

○ 要旨

憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定を整備し、及び投票立会人の選任要件を緩和するとともに、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送をすることができることとする等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

○ 審査経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・審査会			衆・本会議 議決日 結果	参・審査会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
令和 4. 4. 27		4. 28			6. 15 閉会中審査			
		4. 28						

3 国政調査

国政調査では、討議及び質疑並びに議長への報告の議決が行われた。主な発言及び質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な発言及び質疑内容

〈日本国憲法に関する議論〉

- ・ 本会議における「出席」概念（憲法第56条第1項）の解釈（オンラインによる「出席」の可否等）の在り方（「4 議長への報告の議決」参照）
- ・ 緊急事態条項（対象となる事態の類型、国会議員の任期延長、緊急政令、人権制約等）の創設の是非
- ・ 憲法第9条（自衛隊の位置付け・統制、自衛権の行使の範囲等）を中心とした安全保障論議の必要性
- ・ デジタル時代における人権保障及び民主主義、教育の充実・無償化、一票の格差、地方自治（地方自治の基本原則、統治機構の在り方等）、憲法裁判所等に関する議論の必要性

〈憲法改正国民投票法に関する議論〉

- ・ 投票環境整備に係る国民投票法改正案（衆法第34号）の内容及びその審査の進め方
- ・ 広告放送規制の在り方（一般社団法人日本民間放送連盟の取組に対する評価、法規制の要否等）、インターネット広告やSNS等の規制の在り方、フェイクニュース対策、ファクトチェック等に関する議論の必要性
- ・ 国民投票運動の資金規制（収支の透明化、支出・寄附の上限額設定、外国人の寄附規制等）、選挙運動期間と国民投票運動期間の重複回避、最低投票率等に関する議論の必要性

〈今後の憲法審査会の在り方〉

- ・ テーマを絞って議論した上で、テーマごとに憲法審査会として意見集約を行うことの是非
- ・ 小委員会の設置等を含めた憲法審査会の運営の在り方

## 4 議長への報告の議決

次の報告文を議長へ報告することについて、議決した。

### 憲法第56条第1項の「出席」の概念について（令和4.3.3）

国会は、国の唯一の立法機関であるとともに全国民を代表する国権の最高機関であり、いかなる事態においても、その機能を果たすことが求められている。

憲法審査会においては、「新型コロナウイルス感染症がまん延し、国会議員が議場に集まれなくなる、開会も議決もできない」という、いわゆる緊急事態等が発生した場合の国会機能の維持の一環として、憲法第56条第1項の「出席」の概念について議論を行った。

まず、令和4年2月10日の討議においてテーマが抽出され、同月17日には衆議院法制局から論点説明を受けた上で集中討議を実施し、同月24日に学識専門家2人に対する参考人質疑を行った上で、3月3日には総括的な討議を実施するなど丁寧な議論を行ったところである。

この一連の討議において、委員から様々な意見が述べられたが、その意見の大勢は次のようなものであった。

- 1 憲法第56条第1項の「出席」は、原則的には物理的な出席と解すべきではあるが、国の唯一の立法機関であり、かつ、全国民を代表する国権の最高機関としての機能を維持するため、いわゆる緊急事態が発生した場合等においてどうしても本会議の開催が必要と認められるときは、その機能に着目して、例外的にいわゆる「オンラインによる出席」も含まれると解釈することができる。
- 2 その根拠については、憲法によって各議院に付与されている議院自律権を援用することができる。

以上、本審査会における憲法第56条第1項の「出席」の概念に関する議論の大勢について報告する。

## 5 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
令和 4. 2. 24	東京大学名誉教授	高橋 和之君	日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論）
	一橋大学大学院法学研究科教授	只野 雅人君	
4. 21	一般社団法人日本民間放送連盟専務理事	永原 伸君	日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（憲法改正国民投票に係る有料広告について）
	一般社団法人日本民間放送連盟常務理事	堀木 卓也君	
6. 2	一般社団法人セーファーインターネット協会専務理事	吉田 奨君	日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題（国民投票とインターネットの関わり））
	NPO法人ファクトチェック・イニシアティブ事務局長 弁護士	楊井 人文君	



憲法審査会（第208回国会）

## 【第209回国会】

### 1 委員名簿（50人）

会幹幹幹幹幹	長事	森井上	英介君	自民					
	幹事	新藤	貴博君	自民	幹事	加藤	勝信君	自民	
	幹事	道下	陽子君	自民	幹事	柴山	昌彦君	自民	
	幹事	北側	義孝君	自民	幹事	奥野	総一郎君	立民	
	幹事	秋葉	大樹君	立民		馬場	伸幸君	維新	
		井野	一雄君	公明					
		伊藤	賢也君	自民		井出	庸生君	自民	
		稲田	俊郎君	自民		伊藤	信太郎君	自民	
		衛藤	達也君	自民		石破	茂君	自民	
		大串	朋美君	自民		岩屋	毅君	自民	
		下村	征士郎君	自民		越智	隆雄君	自民	
		西村	正樹君	自民		國場	幸之助君	自民	
		古屋	博文君	自民		中西	健治君	自民	
		松本	康稔君	自民		船田	元君	自民	
		山田	圭司君	自民		細野	豪志君	自民	
		新垣	剛明君	自民		山下	貴司君	自民	
		櫻井	賢司君	自民		山本	有二君	自民	
		野田	邦男君	立民		近藤	昭一君	立民	
		本庄	周君	立民		中川	正春君	立民	
		吉田	佳彦君	立民		太	栄志君	立民	
		小野	知史君	立民		谷田川	元君	立民	
		國重	はるみ君	立民		足立	康史君	維新	
		吉田	泰輔君	維新		三木	圭恵君	維新	
		赤嶺	徹君	公明		中野	洋昌君	公明	
			宣弘君	公明		玉木	雄一郎君	国民	
			政賢君	共産		北神	圭朗君	有志	

### 2 議案審査

付託された議案は議員提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝君外5名提出、第208回国会衆法第34号）

#### ○ 要旨

（第208回国会参照）

#### ○ 審査結果

継続審査

#### ○ 審査経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・審査会			衆・本会議 議決日 結果	参・審査会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
(令和 4. 4. 27)		4. 8. 3			4. 8. 5 閉会中審査			
		( 4. 4. 28)						



### 3 国政調査

国政調査では、討議及び質疑が行われた。主な発言及び質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な発言及び質疑内容

〈日本国憲法に関する議論〉

- ・ 緊急事態における国会議員の任期延長の必要性及びその具体的な方策（対象とする緊急事態の範囲、認定主体・国会の関与、裁判所の関与、延長期間の上限、前議員の身分復活、その他の国会機能維持策等）
- ・ 上記（議員任期延長）以外の緊急事態条項（緊急政令・緊急財政処分、人権制約の限界明記、憲法改正の禁止等）の要否
- ・ デジタル時代における人権保障及び民主主義の在り方
- ・ 憲法第9条、旧統一教会問題（政治と宗教等）、教育の充実・無償化、一票の格差、臨時会召集要求への対応、衆議院の解散権、地方自治、憲法裁判所、国葬の在り方等に関する議論の必要性

〈憲法改正国民投票法に関する議論〉

- ・ 広告放送規制の在り方
- ・ インターネット広告やSNS等の規制の在り方（インターネット広告の特性、法規制の可否、フェイクニュース対策等）

〈今後の憲法審査会の在り方〉

- ・ テーマを絞って議論した上で、テーマごとに憲法審査会として意見集約を行うことの是非
- ・ 幹事懇談会の活用、有識者の参考人招致等を含めた憲法審査会の運営の在り方

### 4 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
令和 4.12.8	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会専務理事	橋本 浩典君	日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題（「ネットCMと国民投票運動」及び「ネット社会と憲法の関わり」））
	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会事務局長	柳田 桂子君	
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	山本 龍彦君	